

○令和三年度決算外2件
(外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の部)

【質問のポイント】

1. 開発協力大綱改定案のポイントについて
2. 「オフアー型」協力の具体的なイメージと期待される成果について
3. 実施までの迅速化について
4. 我が国企業のODA受注に向けた取組について
5. ODA卒業国に対する協力について
6. 食料安全保障に資する農業協力について
7. 国産米等の援助での活用について
8. 草の根無償の実施体制について
9. コロナ禍でのODA実施上の課題と対応について

本日の会議に付した案件

- 令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書(第二百十回国会内閣提出)
- 令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書(第二百十回国会内閣提出)
- 令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書(第二百十回国会内閣提出)
- (外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の部)

○委員長(佐藤信秋君) ただいまから決算委員会を開会いたします。(略)

○委員長(佐藤信秋君) 令和三年度決算外二件を議題といたします。

本日は、外務省、防衛省及び独立行政

法人国際協力機構有償資金協力部門の決算について審査を行います。

(略)

○宮崎雅夫君 自由民主党の宮崎雅夫でございます。

本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。

これまで私は、国会では農林水産関係、土地改良関係を中心



に質問をいたしましたけれども、本日は初めてODAにつきまして外務大臣に質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。まず、開発協力大綱についてお伺いを

したいと思っております。

大綱の改定に向けまして、今、案をパブリックコメント中でございますけれども、今回の改定案のポイントにつきまして大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 新たな開発協力大綱案におきましては、国際社会が地政学的競争、また地球規模課題の深刻化などの複合的危機に直面している中で、開発協力の役割、課題、手法の変化を踏まえまして、開発協力の一層の効果的、戦略的活用を打ち出しております。

具体的には、基本方針におきまして、新しい時代の人間の安全保障として民間企業や市民社会など様々な主体との間の連帯を柱としたほか、途上国と共に社会的価値を創り出す共創、共に創るという方の共創でございますが、この考え方を盛り込むとともに、公正で透明性の高い開発協力のルール、指針の普及と実践を掲げることにいたしました。

また、重点政策におきましては、複合的危機の時代に特に取り組むべき課題として、食料・エネルギー安全保障、またデジタル、そして自由で開かれた国際秩序の維持強化、さらには気候変動・環境、保健等に分量を割いて記載をしたところがございます。

そして、実施におきましては、三つの進化したアプローチとして、民間企業や国際機関、市民社会等の様々な主体との連携による開発効果の最大化、そして日本の強みを生かした魅力的なメニューを提案するオフアー型協力による能動性、戦略性の強化、そして柔軟かつ迅速な協力を可能にする制度面の不断の改善、これを示したところでございます。

この大綱の改定作業については、先日開催されましたG7軽井沢外相会合のコミニクネにおいても言及がなされたところ

でございます。

今後も幅広い国民の意見をお聞きしながら、新しい時代にふさわしい大綱を作り上げてまいりたいと思っております。



議員の質問に答える林外務大臣

○宮崎雅夫君 大臣、御丁寧な答弁ありがとうございました。

今の御答弁の中でも、実施面においてオフアー型協力について触れられたわけでございますけれども、報道でも、相手国の要請を待たずに提案をするこのオフアー型協力について大きく取り上げられております。これまで、案件形成についての各種支援でございますとか現地でのODAタスクフォースでの個別援助計画の策定など、最終的に相手国政府から正式要請を受けておりますけれども、オフアー型に近いような手法も最近では行ってきたのではないかとこのように思っております。

そして、改定案自身を見ても、報道のようなそこまでの具体的な記述はなされておられません。オフアー型協力の強化とはどのような内容なのか、また、どのような成果を期待をしているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(北村俊博君) お答えいたします。

新たな開発協力大綱案におきましては、今委員御指摘のとおり、ODAとその他の公的資金等様々なスキームを有機的に組み合わせる相乗効果を高め、日本

の強み、それを生かして協力メニューを積極的に提示するオフアア型の支援というものを盛り込ませていただいているところでございます。

オフアア型の協力というのは、まさに今委員もおっしゃったとおり、ODAタスクフォースもありまされども、民間企業やあるいは市民社会、そういうもの、そういう方々を巻き込んで様々な主体の強みを活用して能動的な協力を展開するという考え方に基づいておりまして、それによってより効果的な効率的な支援を実施するための取組として盛り込んだものでございます。これにより、開発協力を一層戦略的に活用できると考えております。

ただ、具体的な実施の在り方につきましては、現在、政府、JICAの方で調整を行っているところでございます。新たな大綱の下で、これまで以上に付加価値のある開発協力を実施したいと考えているところでございます。

○宮崎雅夫 是非、積極的にオフアア型協力も進めていただきたいと思うんですけれども、報道なんかではその要請を受けずに進めるというような書き方もされているものから、今回のODA大綱の改定案の中でも、債務のわなといった、こういう問題も提起をされております。大変重要なことだと思えますけれども、相手国にとつてオフアア型がそういうふうには映らないように是非留意して



ただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。私がカンボジアでJICAの専門家として活動をしておりまして一九九九年から二〇〇二年までですけれども、中国からの援助はほとんどございませんでした。我が国は、バイではこれ断トツのドナーだったというふうに思います。我が国のODAの予算も今の倍近くあったんだらうと思えますけれども、そのときでさえ、カウンタートパートからは、実施までにはやっぱり相当時間が掛かるというようなことを言われたこともございます。今の状況は当時とは全く違ひまして、中国のプレゼンス、これは援助の世界でも相当大きくなってきております。技術面や環境社会面での詰めがこれ必要なこととありますので時間を当然要することはあると思えます。

これまで迅速化に向けて努力はされてきていると思えますけれども、相手国政府にそういうような印象を持たせないような工夫も含めて、実施までの迅速化の努力というのが更に必要じゃないかなというふうに思います。

それから、先ほど、大臣からも冒頭、ポイントで御答弁もいただきましたし、先ほどのオフアア型の御答弁でもありましたけれども、民間企業を含めていろいろな方と一緒にやっていくことであれば、ODAの戦略的な活用を更に一緒に進めていくということであれば、その点においても迅速化ということが求められるんだらうと思えます。迅速化に向けての具体的な考えについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（北村俊博君） お答えいたします。委員の御指摘と重複する部分でございますけれども、まさに新しいこのODA、

開発協力大綱におきましては、目まぐるしく変化する国際情勢に対応するため、あるいは動きの速い民間の投資、それと連携して協力をしていくということの必要性に鑑みまして、適正な執行、これが一番大事でありますけれども、それと同時に、迅速な意思決定あるいは協力を進めることが可能になるように制度改善を行うという考えでございます。そのように大綱の中にも記してございます。

これまでも、ODAを活用した民間企業との連携につきましては、例えば中小企業を通じたODA事業というのがございますけれども、そこで参画する企業にとりましてより使いやすい制度となりまして、例えば応募あるいは契約の手続き、そういうものの簡素化を図ったりである等、不断の改善の努力を行ってきているところでございます。

また、被援助国との関係におきましても、迅速化、そういう観点から、例えばJICAが円借款あるいは海外投融資における手続の見直しを行うとか、あるいは、現地での事業を実施するに当たりまして、企業任せにはせず、大使館ないしはJICAの現地事務所が相手国の関係機関との調整を行うと、そういうような形で遠隔な事業の実施というものも支援してきています。

まさにこの新しい開発協力大綱の下でも、これまでのこのような取組を継続、強化しながら、具体的な制度改善、そ



議員の質問に答える外務省北村参事官

ういうものも検討して、ODAの迅速化に向けて更に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○宮崎雅夫 不断の努力というのは非常に大切なことだと思いますので是非取り組んでいただきたいと思えますし、どう言ったらいいんでしょうか、その意思決定をした場合の示し方といいますか、そういうようなところも結構あるんじゃないかなというふうに思いますので、是非戦略的にということが大切になってきますので、そういう示し方についてもういふに思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ODAについては、我が国も先進国の一員として開発途上国の支援を行うこと、それから国益のためにODAを戦略的に活用することについての一定の理解は得られているんじゃないかと私は思っておりますけれども、一方で、我が国が援助した案件で、我が国の企業、相手国の企業でもない第三国が受注をして例えばインフラなどの整備を行えば、幾ら我が国のODAといつても、相手国の国民からは我が国の援助であるということが分かりにくくて、結局我が国にとつてそれらが本当に戦略的なのかという疑問につながってくるんじゃないかなと思えます。

改定案では、ODAの量を、対国民総所得比〇・七％という国際的目標を念頭に置くということも記述をされております。ODA予算の倍増、増額は私も当然必要なことだと思いますけれども、我が国の企業にとつてもメリットのあるものになるようにもする必要はあるんじゃないかなと思います。今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（北村俊博君） お答えい

たします。

まさに委員御指摘のとおり、日本の企業にとってもメリットになるというのは非常に重要な視点でございます。

ODAのこの戦略的な実施に当たりましては、大きく二つの観点から日本企業の受注率の向上を図ることが重要と考えております。一つは、まず、先生、委員御指摘のとおり、我が国の優れた技術あるいはノウハウを開発途上国に提供しまして、それで途上国の人々の暮らしを豊かにするという観点、もう一つは、やはり途上国の経済成長を日本経済に取り込んで日本経済の活性化につなげるという観点、その二つの観点から日本企業受注率の向上を図ることは非常に重要だということふうに考えているところでございます。

その一環として、特に円借款、有償資金協力でございますけれども、日本の優れた技術、これを活用することを条件に、STEPというような円借款の制度がございまして、その円借款の活用を努めているところでございます。そのような取組の結果としまして、直近五年間、二〇一七年から二一年度にかけてでございますけれども、円借款におけますこの日本企業、日本の技術を活用するSTEPというものの案件の比率が平均で大体三分の二、約六六％で推移しているという状況でございます。

また、途上国におけるインフラ整備あるいはビジネスの環境整備、そういう際に、例えば日本企業が参画するような形で技術協力を行うということによって将来の日本企業による事業の受注につなげるというような努力も行っているところでございます。

今後とも、このような日本企業の海外展開や途上国支援への積極的な参加を促

すという観点から、制度面あるいは運用面の改善に努めていきたいと考えているところでございます。

○宮崎雅夫君

ありがとうございます。

STEP案件をどんどん増やしていくということだけじゃなくて、御答弁いただいた後段の部分、将来的な日本企業の進出というようになども含めて、いろんな制度なんかについての技術協力の関係なんかも併せて進めていただくことは非常に重要なことだと思いますので、是非積極的にこれからもやっていただきたいと思っております。



次に移らせていただきます。

先月、岸田総理がウクライナを電撃訪問されてすばらしい成果を上げられました。その後のポーランドとの首脳会談で岸田総理から、ロシアのウクライナ侵略の長期化による負担軽減、ウクライナへの人道、復旧復興支援を効果的に行う観点から、ポーランドに直接ODAを供与することを決定したというふうに述べられております。

ポーランドは所得の高い国、いわゆるODAの卒業国だと思いますけれども、今回のポーランドへのODAの供与はあくまで特別措置なのかですね。卒業国に対して、ODAかどうかはちよつと別にしても、政策的な支援などソフト支援を行うニーズ、これは高いんだらうと思えます。JICAも卒業国と連携した第三

国への協力も行ってきておりますけれども、JICAが持つ相手国との人的なつながりやノウハウを生かして、ODA卒業後も二国間関係を新たなステージに発展させていくための協力も行っていくことが私は必要だということふうに考えますけれども、お考えをお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（北村俊博君）

お答えいたします。

委員御指摘のとおり、まず日本のODAでございますけれども、このODAを供与する国・地域というのは、いわゆる国際機関の経済協力開発機構、OECDの開発援助委員会、DAC、そこが定めます援助対象国・地域リストを一つの目安としているところでございます。

委員御指摘のとおり、ポーランドはこのDACリストには掲載されていないため、通常であれば二国間支援の対象とはならない、これまでしてこなかったという現状がございますけれども、一方、まさにロシアによるウクライナ侵略の長期化、あるいは避難民の最大の受入れ国となっているポーランド、そういうウクライナに対して、軍事支援のみならず、さらに人道支援の拠点にもなっておりますので、そういうポーランドの負担あるいは脆弱性を軽減するために、ポーランドに対して、ウクライナへの人道、復旧復興支援を効果的に行うために同国を、ポーランドを支援するということは重要だという判断に至った次第でございます。

このような状況を受けまして、ポーランドに対してODAを通じた二国間支援が可能となるように、例外的に開発途上地域というふうに認定をしまして、今委員御指摘の三月二十二日の日・ポーランド首脳会談の際に岸田総理からその旨を伝達したところでございます。

今後とも、まさにこのいわゆるODA卒業国を含めまして、人道状況の悪化や経済社会負担によって脆弱性が増しているような国・地域に対しましては、開発ニーズの実態あるいは負担能力に応じた必要な協力を戦略的に実施していきたいと考えているところでございます。

あと、そのODA卒業国ということでございますけれども、例えばでございますが、例えば中東の産油国等所得水準の高い国で、やはり日本の技術が必要だということなどに対しては、JICAによる技術協力の一環として先方政府が費用を負担するような形でコストシェアという技術協力がございませけれども、そういうものも含めて、二国間関係の強化、あるいは開発の観点も含めながら協力を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○宮崎雅夫君 ODAの卒業国については、金の切れ目が縁の切れ目にならないように、是非JICAが築いてきたこういう土台を基にさせていただいて、新たな協力関係を構築するための役割をここで果たしていくということは必要だということふうに思いますし、各省も専門的な知見は当然これありますので、よく連携して取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。

気象変動による自然災害の激甚化、頻発化やロシアによるウクライナへの侵略によって、我が国では食料安全保障の強化が喫緊の課題となっております。世界に目を転じて、これらの状況に加えて世界の人口は八十億人を超えて、特にアフリカの人口増加など、食料安全保障は大変大きな課題となっております。

大臣からも先ほどお話がございましたけれども、G7の外相コミュニケーションでも言

及をされてお
りますし、こ
の週末のG7
の農相会合で
も議論があつ
たようでござ
います。我が
国にとつても
農業協力をこ
れまでも増
してしっかりと
行つていく
必要があると
思います。



アフリカでの米の増産については、ネ
リカ米の協力と、これを始め、TICAD
でも我が国もコミットをしております
し、二〇一八年には米の生産倍増がもう
既に達成をされ、現在更なる倍増に向け
ての協力が進められております。

我が国の農業協力では、米はそもそも
豊富な知見がございますし、他国に比べ
て優位性があるということ、アフリカで
は米の自給がまだできていないという状
況、そして、アフリカでの米食が進めば、
将来的には国産米の輸出マーケットをつ
くるということにもつながるといふふう
にも思います。

また、アジアでは、農業生産性の向上
に加えまして、気象変動対策としてのか
んがい施設整備の必要性が増してきてい
るといふふうに考えますし、日・ASE
AN五十周年の節目の年でもありますの
で、これまでの協力を踏まえながら、例
えば農業機械の普及に応じて圃場整備へ
の関心が高まるなど、新たな協力を検討
していく時期でもあるんじゃないかなと
思います。

今申し上げましたことも含めて、我が
国の農業協力について、農水大臣もお務

めになられました林大臣からお考えをお
伺いしたいと思えます。この開発途上
○国務大臣(林芳正君) 国の開発途上
国に暮らす一人一人にとつて食料へのア
クセスが死活的に重要でありまして、こ
れまでも、今、宮崎委員から御紹介いた
だいたように、アフリカやアジアを始め、
各地で二国間協力、そしてFAOとかI
FAD、これ宮崎のG7農業大臣会合に
もお見えになっていたようですが、こう
いう国際機関への拠出を通じて、食料増
産、栄養改善、肥料供与、そしてフード
バリューチェーン、こうした食料の安定
供給確保に向けた幅広い取組を進めてき
たところでございます。

例えば、このJICAを通じた支援と
しては、東南アジアにおいて、この稲作
の栽培技術支援に加えて、少し触れてい
ただきましたように、稲作に不可欠であ
るかんがい施設を複数国で建設して、各
国の米生産量の増加による農家の所得向
上、そして地域の食料安全保障に大きく
貢献してきたところでございます。

このネリカ米という御紹介もありまし
たが、これ最初という名前だろうと思
つて聞いてみ
たら、ニュー
・ライス・フ
ォー・アフリ
カと、ネリカ
と、そのまん
まだなと思つ
た記憶が農水
大臣のときに
ございます
が、このアフ
リカでもJICA
が中心とな
りまして、
二〇〇八年か



議員の質問に答える林外務大臣

ら十年間でアフリカにおける米生産倍
増、これを目指す国際的なイニシアテイ
ブでありますアフリカ稲作振興のための
共同体、これを立ち上げまして、今フェ
ーズ2を実施中でございます。JICA
は、現在、アフリカ十七か国で日本人専
門家を派遣しまして、稲作の支援を実施
しているところ承知しております。

この新たな開発協力大綱の下でも、こ
ういった我が国の強みを生かした支援を
継続しつつ、途上国の食料安全保障の確
保のため、様々なスキームを有機的に組
み合わせて効果的な協力を追求してい
たいと考えております。

○宮崎雅夫君 林大臣も、是非これから
も農業協力よろしくお願いを申し上げた
いと思えます。

農業協力については、もう言わずもが
なでありますけれども、開発途上国での
自然を相手にした大変難しい協力であり
ます。それぞれの案件で適切なこれ目標
を定めて効果的、効率的に実施すること
はもちろん必要なんですけれども、その
上で、中期的な視点でこれどしりと腰
を据えてやっていくことが私の経験上大
変重要じゃないかというふうに思いま
す。

アフリカのタンザニアで行われており
ますローアモシでの稲作支援がいい例じ
やないかなと思えます。私もかつて訪問
したことがございますけれども、かんが
い施設の整備とともにかんがい稲作支援
の結果として長年にわたつてやってきた
ことで、アフリカの稲作の拠点になつて
いるんじゃないかなというふうに思いま
す。

区を参考に維持管理、水管理体制を
整備するソフトコンポーネントをこれ組
み合わせたり、技術協力との連携という
ことも行つてまいりました。私は、土地
改良区、土地改良制度は世界に誇るべき
我が国のソフトだと思えますし、国際的
にもそういう評価だと思えます。引き続
きそれらの活用も是非お願いを申し上げ
たいと思えます。

次に移らせていただきます。

農家の皆さんと話をしておりまして、
食料不足で困っている国・地域があるん
だから、日本の米や脱脂粉乳を援助とし
て持つていけばいいんじゃないかというお
声というのは結構ございます。

先ほどオファー型協力についてちよつ
とお伺いをいたしましたけれども、最終
的にはもちろん相手国政府の要請をもち
うとしても、まあオファー型協力の一環
とも考えて、民間企業とかNGOとも連
携してもうちよつと積極的にやつてもい
いんじゃないかなというふうに思うんで
すけれども、国産米等の食料援助等での
活用についての見解を改めてお伺いをし
たいと思えます。

○政府参考人(北村俊博君) お答えい
たします。

途上国におきます厳しい食料事情及び
国内の今委員御指摘の食料を途上国に活
用することの重要性、そういうものを踏
まえまして、外務省としましては、農林
水産省とも連携をしながら、国産米であ
る政府備蓄米、これを活用した途上国へ
の食料援助等を実施しているところでご
ざいます。

被援助国の食習慣を含む現地のニーズ
及び貿易等の国際ルールとの整合性も踏
まえながら、引き続きこうした支援を進
めていきたいと考えているところでござ
います。

また、委員御指摘のとおり、日本の国際協力、開発協力というものは、開発途上国の経済社会開発を目的に、被援助国などからの要請に基づいて実施されるというのが原則になっておりますけれども、今言及のございました脱脂粉乳につきましても、これまでの国会での議論等も踏まえまして、日本のNGOあるいは在外公館を通じて、海外のNGO等に対して、日本にあるこの脱脂粉乳、それを活用する意思とニーズがあるかどうかということを今確認しているところでございます。

現在までのところ、そのような具体的な要請があるという情報には接しておりませんが、もしニーズが確認されれば、輸送に係るコスト、あるいは支援の実施体制なども踏まえながら、個別具体的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○宮崎雅夫君 引き続き検討をよろしくお願い申し上げたいと思います。

時間の関係でちよつと最後の質問になると思いますけれども、草の根無償についてお伺いをしたいと思います。

令和三年度の会計検査報告で、草の根無償について指摘をされております。指摘をされた案件についてはしっかりとこれフォローをしていただきたいと思います。

その上で、草の根無償の実施では、個々の案件について、審査、実施中、実施後のフォローが現地でしっかりとできる体制になっているかが大変重要なポイントだと思えます。草の根無償は、日本の顔が見えて、迅速に実施できる大変有効な援助であるということには間違いがないと私、思っております。

私は、日本大使館で草の根無償を、当時はまだ小規模無償と言っております。

けれども、担当してありましたときには、まだまだそんな体制ではなかったということであります。もう三十年前の話でありますけれども、二年後にJICAの専門家として勤務した他国、カンボジアでありますけれども、地方公共団体から要請される草の根無償のかんがい施設の整備案件では、私が専門家として技術的なフォローをして援助が有効になるようなことに努めたんですけれども、JICAの専門家としても、具体的な案件で地方公共団体のかんがい技術者に技術移転できたということにもなっていると申し上げます。

これまで草の根無償の現地での実施体制の、これ、強化にも取り組んでいただいていると思っております。今回の指摘も踏まえまして更にどう取り組んでいくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（北村俊博君） お答えいたします。

草の根無償資金協力では、援助の効果が十分発現するように、これまで在外公館においてフォローアップを行いまし、裨益効果が十分に発現しているかどうか、これを確認する現地実施体制というものが組まれているところでございます。その体制の中で事業の進捗を適切に把握すること等を周知徹底するようにしております。所要の措置をこれまで強化、講じてきているところでございます。

他方で、今回、令和三年度決算報告においては、二件の草の根無償資金協力、一件はトルコの小学校の改修計画、もう一つはフィリピンの給水システム整備計画でございますけれども、これらについて指摘を受けました。両方共通して言えるのは、現地の大使館の方が事業の状況、現地の大使館の方が事業の状況を十分に

把握していなかったというのがこの指摘の背景にあると考えておりますので、今早急な改善に向けて努力をしているところでございます。

また、冒頭御質問がございました開発協力大綱でございますけれども、その中でも、ODAの実施に際しては、無償資金協力、技術協力、そして有償資金協力、これらの効果的な活用に加えて二国間協力を、国際機関あるいはNGOを通じた協力を、JICAの専門家も含む現地の開発プラットフォーム、こういうのを通じて、様々な主体との連携を通じ、そして最適な組合せで実施をすることが提言されているところでございます。また、この開発効果最大化を目指す取組とともに、個々の事業が事業終了後も正しく評価されることが重要で、そのためフォローアップを行うことも盛り込まれているところでございます。

委員御指摘の点も踏まえながら、今後とも引き続きより良い効果的なODAの実施のために努めていきたいと考えているところでございます。

○宮崎雅夫君 時間になりましたので、質問を終わります。

（以下略）

